

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年10月25日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第90号

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

第 1条 名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 4条中「 108人」を「 200人」に改める。

第 2条 名古屋市保護施設管理規程の一部を次のように改正する。

目次中「第69条」を「第68条」に改める。

第 2条中「名古屋市植田寮救護施設及び名古屋市厚生院救護施設（以下「救護施設」という。）」を「名古屋市植田寮（以下「植田寮」という。）」に改める。

第 3条中「救護施設」を「植田寮」に改める。

第 4条を次のように改める。

（入所定員）

第 4条 植田寮の入所定員は、 200人とする。

第 4条の 2第 1項中「条例第 2条第 1項に規定する救護施設」を「条例第

2条に規定する植田寮」に改める。

第 5条中「救護施設」を「植田寮」に改める。

第25条中「名古屋市植田寮更生施設及び名古屋市笹島寮（以下「更生施設」という。）」を「名古屋市笹島寮（以下「笹島寮」という。）」に改める。

第26条中「更生施設」を「笹島寮」に改める。

第27条を次のように改める。

（入所定員）

第27条 笹島寮の入所定員は、60人とする。

第28条中「更生施設」を「笹島寮」に改める。

第28条の 2第 1項中「条例第 2条第 1項に規定する更生施設」を「条例第 2条に規定する笹島寮」に改める。

第28条の 4第 1項及び第 3項中「更生施設」を「笹島寮」に改める。

第50条及び第51条中「宿所提供施設」を「熱田荘」に改める。

第52条を次のように改める。

（利用定員）

第52条 熱田荘の利用定員は、27世帯とする。

第53条中「宿所提供施設」を「熱田荘」に改める。

第53条の 2第 1項中「条例第 2条第 1項に規定する宿所提供施設」を「条例第 2条に規定する熱田荘」に改める。

第54条中「宿所提供施設」を「熱田荘」に改める。

第59条中「救護施設又は更生施設」を「植田寮又は笹島寮」に改める。

第63条第 1項中「名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘」を「植田寮、笹島寮及び熱田荘」に改める。

第69条を削る。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。ただし、第 1条の規定は、令和 6年11月 1日から施行する。